

## 令和 7 年長浜市農業委員会10月定例総会会議録

令和 7 年10月10日の午後 1 時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3 階、3 A 会議室に招集する。

### 1. 会議に出席した委員（36人）

会長

25番 將亦 富士夫

会長職務代理者

30番 池田 美由紀

委員

|            |            |
|------------|------------|
| 1 番 稲田 司   | 2 番 尚永 稔   |
| 3 番 谷口 義信  | 4 番 幸田 重徳  |
| 5 番 脇坂 良平  | 6 番 中川 半弥  |
| 7 番 多賀 君子  | 8 番 石橋 萬次郎 |
| 10番 大塚 高司  | 11番 宮澤 幸次  |
| 12番 中川 亜希  | 13番 北川 富美子 |
| 14番 山口 衛   | 15番 清水 多枝子 |
| 16番 林 甚一郎  | 17番 片山 博之  |
| 18番 下司 治一  | 19番 宮元 孫善  |
| 20番 吉川 尚宏  | 21番 森 勘十   |
| 22番 中川 哲博  | 23番 弓削 美穂  |
| 24番 田中 義人  | 26番 大谷 正人  |
| 27番 伊藤 泰子  | 28番 多賀 正和  |
| 29番 廣部 重嗣  | 31番 間所 秀夫  |
| 32番 角田 功   | 33番 橋本 治太郎 |
| 34番 小林 治一良 | 35番 筒井 伸彦  |
| 36番 服部 昇司  | 37番 山内 祥子  |

### 2. 会議に欠席した委員

9 番 阿辻 康博

### 3. 会議に出席した職員

|     |       |    |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|----|-------|
| 局長  | 宮川 芳一 | 次長 | 宮本 安信 | 参事 | 大塚 邦生 |
| 副参事 | 近藤 英昭 | 主査 | 林 清次  | 主事 | 市川 紘生 |

### 4. 議案等

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 報 告    | 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について            |
| 報 告    | 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について        |
| 報 告    | 農地法第43条第1項の規定による農作物栽培高度化施設にかかる届出について |
| 議案第81号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について              |
| 議案第82号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について              |
| 議案第83号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について              |
| 議案第84号 | 土地改良事業参加資格交替承認について                   |
| 議案第85号 | 地方自治法第180条の2の規定による事務委任について           |

### 5. 議事録署名委員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 5 番 | 脇坂 良平 | 6 番 | 中川 半弥 |
|-----|-------|-----|-------|

午後1時30分開会

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会10月定例総会を開催させていただきます。

本日の定例総会につきましては、委員総数37名のうち、36名と過半数以上の委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまず会議の成立をご報告いたします。次に事務局より、報告と本日の会議次第について、ご説明いたします。

まず報告でございますが、9月19日、滋賀県農業会議常設審議会が天津市の農業教育情報センターにおいて開催されましたので、会長にご出席をいただいております。なお、今回は、本市からの諮問案件はございませんでしたので、事務局は出席をいたしておりません。

また、9月25日、市役所の市長応接室におきまして、会長、会長職務代理者と、農業施策推進委員会の委員から、翌年度の市の農業施策に関する意見書の方を提出いただきました。

た。

最後に、7月下旬から、農地法に基づく利用状況調査、農地パトロールを各委員にお願いしておりましたが、今月初めに無事終わることができましたことをご報告申し上げます。

委員の皆様にご尽力いただきましたことを、御礼申し上げますとともに、本当にありがとうございました。

続きまして、今月の審議事項でございますが、3条申請が9件、4条申請が1件、5条申請が7件、土地改良事業参加資格交替承認、地方自治法第180条の2の規定による事務委任、その他、各種届出等の報告がございます。

なお、今月の審議事項のうち、農地転用に係る案件につきましては、去る10月3日に当番委員であります、32番 角田委員、34番 小林委員に現地調査をしていただきました。後ほど、ご説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出いたしております。

各議案は、事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分は除いて説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。また、質問等でご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、発言をお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。この後の議事進行は、長浜市農業委員会総会会議規則第7条によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

欠席通告がありますので報告させていただきます。9番 阿辻康博委員が欠席です。

次に議事録署名委員を指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、長浜市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により、会長において、5番 脇坂良平委員、6番 中川半弥委員を指名します。両委員、よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

令和7年10月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料3から13ページをご覧ください。

農地法第3条の3の権利取得による届出について、9月中に届出のあった23件、92筆、

94,469.61㎡の農地の権利移動につきまして、全て相続による所有権移転の届出がありましたので、受理をし、受理書を交付しています。

農地法第3条の3の報告は以上です。

(事務局)

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

令和7年10月10日提出 長浜市農業委員会会長名

通常、農地の賃貸借等を解除、解約する場合には、原則、農業委員会の許可が必要となりますが、書面による合意解約の場合には、許可不要と定められており、解約した旨を農業委員会に通知することが義務付けられています。

この規定に基づき、10月分として、農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約を解約した旨の通知があった案件について報告します。

総会資料の14ページをご覧ください。

今月、農業委員会宛てに計3筆の解約の通知がありました。

内訳は、田3筆、合計で5,776㎡の解約です。

番号1は、相対による解約で、転用目的の解約です。番号2から番号3は、相対による解約で、耕作目的の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(事務局)

農地法第43条第1項の規定による農作物栽培高度化施設にかかる届出について

令和7年10月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料15ページをご覧ください。

今月は1件の届出がありました。

この届出は、農業用のビニールハウスを設置し、底面をコンクリートで覆う工事を行う場合、通常、固定資産税について、農地以外として評価されておりましたが、農地法の規定に基づき、農業委員会に届け出ることによって、農作物栽培の高度化施設として底面をコンクリートで覆う場合は、農作物栽培施設全体を耕作地とみなし、固定資産税について、農地と評価されることになります。

届出書の内容及び添付書類等に不備はありませんでしたので、これを受理し、農業員会事務局規程第7条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、小谷丁野町地先、田2,143㎡を使用貸借により育苗用ビニールハウスを設置し、底面をコンクリートで覆いたい旨の届出がありました。

届出地は集落の西側に位置します。

周囲の状況は、東側は農地、西側は水路、南側は農地、北側は水路です。

届出人から提出された図面によると、敷地内に4棟のビニールハウスを設置される予定となっております。

以上、43条届出の報告を終わります。

会長、よろしくお願いします。

(会長)

ただいま報告のありました3件について、ご質問等があれば承りたいと思います。  
ありませんか。

(会長)

ないようですので、議案審議に移ります。

議案第81号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第81号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。

令和7年10月10日提出 長浜市農業委員会会長名

今月の3条申請は9件ありました、農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。

議案書は16から17ページです。

議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。

申請番号1、1件の申請で申請地が2筆あります。いずれも青地の田です。

申請番号1(1)、土地の表示、高月町東阿閉地先の田、面積は2,973㎡です。申請地は、水稻の作付けがされていました。

申請番号1(2)、土地の表示が同じく、高月町東阿閉地先の田、面積は3,017㎡です。こちらも、水稻の作付けがされていました。

今回、現耕作者に農地の取得を打診したところ拒否されたため、同じ集落の譲受人が売買で取得されるものです。申請番号1(1)(2)の2筆は地域計画に指定されている農地です。所有権移転後は譲受人を耕作者に変更する必要がありますので、農業振興課に依頼をいたします。

申請番号2、土地の表示、八幡東町地先の畑、面積は115㎡です。申請地は、集落内にある白地の畑で、現在は作付けがされていませんが、耕起されれば使用可能な状況です。所有者は高齢で管理ができないため、申請地の隣に居住している譲受人と贈与で話がまとまり申請されたものです。

申請番号3、土地の表示、曾根町地先の田、面積は1,285㎡です。申請地は白地の畑で、

現在、水稻の作付けがされていますが、営農計画では、次の申請番号4の土地と一体的に花きの栽培と一部野菜栽培をする計画です。譲渡人と譲受人は親子関係であり、今回、使用貸借の申請で、期間は10年間です。

申請番号4、1件の申請で申請地が2筆あります。いずれも白地の田です。

申請番号4（1）、土地の表示、曾根町地先の田、面積は555㎡です。

申請番号4（2）、土地の表示、曾根町地先の田、面積は661㎡です。

申請地は、どちらも水稻の作付けがされていますが、申請番号3の土地と一体的に花き、野菜の栽培をされる計画です。申請番号4は、賃貸借権の権利設定の申請になります。

申請番号3及び申請番号4の農地は、地域計画の対象地のため、今後、計画の修正をする必要がありますので、農業振興課に依頼します。

申請番号5、土地の表示、新庄馬場町地先の田、面積は380㎡です。申請地は、青地の田で、現在、水稻の作付けがされています。申請地は、これまで譲受人が、隣の農地と一体的に耕作されており、今回、譲渡人と贈与の話がまとまり申請されたものです。地域計画は、譲受人が耕作していく計画となっているため、変更の必要はありません。

申請番号6、1件の申請で申請地が2筆あります。

申請番号6（1）土地の表示、下八木町地先の畑、面積は268㎡です。

申請番号6（2）は、6（1）の隣の畑で、面積は181㎡です。

申請地は、県道沿いにある白地の畑で、野菜の作付けがされていました。今回、譲渡人から土地の処分を相談され、現在、耕作をされている譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号7、土地の表示、三田町地先の白地の田、面積は1,227㎡、申請地は、現在、譲受人が水稻の作付けをされています。申請地は、譲受人の自宅の横の農地で、今回、売買の話がまとまり申請されたものです。

申請番号8、土地の表示、高月町東物部地先の白地の田、面積は1,398㎡です、申請地は、現在、水稻の作付けがされていました。申請地の南隣が、譲受人が耕作している田で、取得後は一体的な利用が図れることから、売買で取得をされることになり、申請されたものです。なお、地域計画は設定されていない農地です。

申請番号9、1件の申請で申請地が2筆あります。

申請番号9（1）、土地の表示、下山田町地先の畑で、面積が854㎡です。登記地目は田、現況は畑で、現在は、耕作はされておらず雑草が生えている状態ですが、除草、整地等すれば利用可能な状況です。

申請番号9（2）、土地の表示、下山田町地先の田で、面積は2,101㎡です。青地の田で、現在、別の耕作者が隣の田と一体的に水稻の作付けをされています。今回、申請するにあたり、現在、耕作されている方と話し合われ、農地を分けて、それぞれ耕作することで話がまとまり申請されました。併せて、地域計画の変更についても手続されとのことでした。

以上、今回申請の9件につきましては、議案書の最後の方にあります、長浜市農業委員

会定例総会資料の1ページにあります許可要件調査書のとおり、譲受人の農地の効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件、及び申請地の利用計画から問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第81号について、説明を終わります。

会長、よろしくお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第81号について、ご意見ご質問等があれば承りたいと思います。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

議案第81号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので申請通り許可することといたします。

次に議案第82号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

(事務局)

議案第82号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和7年10月10日提出 長浜市農業委員会会長名

議案書18ページをご覧ください。

議案第82号につきましては、今月の締切までに1件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。

備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続を進めるものです。

なお、案件については、去る9月22日に、農地等調査委員会の池田委員長をはじめ、16番 林甚一郎委員と34番 小林治一良委員と協議をし、総会に提出しております。

現地調査につきましては、令和7年10月3日に32番 角田功委員、34番 小林治一良委員

をお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

サイドブックス保存資料の令和7年10月総会、転用届出申請、1ページの地図をご覧ください。

申請番号1、余呉町上丹生地先の案件です。

申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせる時は許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、2ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、農業用倉庫敷地として使用されております。本案件の詳細につきましては、角田委員よりご報告いただきます。

(32番 角田委員)

番号1について報告します。3ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、余呉町上丹生地先、田241㎡、転用目的を農業用倉庫敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は道路、北は農地です。

4ページの写真をご覧ください。

申請地は既に造成されています。これは、所有者の先代が45年ほど前に建築したもので、現在に至っております。このたび、相続登記の手続を行った際、転用手続ができていなかったことが判明し、転用申請されたものです。なお、農地法の手続を行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の道路側溝に排出されており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。

会長、よろしくお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第82号について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

はい、石橋委員。

(8番 石橋委員)

以前からこのような問題があり、先代から譲受けた時に、既に転用されているということが非常に多いです。

農地法が施行した当時は、農地だったんでしょうか。この辺には家が建っていて、田んぼだったということは覚えがございませんので、教えて欲しいと思います。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

今回の上丹生の件は、45年ほど前で、具体的に申しますと昭和54年に、こちらに倉庫を建てられたという記録が残っております。

農地法は昭和26年に施行されておりますので、戦後間もなく農地の埋立てをして、住宅の建設や駐車場等の手続をとる場合は、農地法の手続が必要なことは、法令上定まっております。

ただ、昭和30年代、40年代は、一般の住民の方が農地法をどこまで認知されていたのか、行政機関側もどこまで指導できていたのかわかりません。法律上は、農地法の手続をしたうえで、こういったものを建築する、造成するということが法律で決まっております。今回の案件は、手元に持ってる資料を見る限り、こちらの所有者が、転用の手続をされた経過が残っておりませんので、今回、顛末案件で申請をいただいております。

以上です。

(8番 石橋委員)

ありがとうございました。

(会長)

はい、ありがとうございます。

その他何かご質問ありますか。

(会長)

ないようでしたら、採決に移ります。

議案第82号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請通り許可することといたします。

次に議案第83号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

(事務局)

議案第83号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和7年10月10日提出 長浜市農業委員会会長名

議案書19ページをご覧ください。

議案第83号につきましては、今月の締切までに7件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続を進めるものです。

案件につきましては、先の議案第82号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出しております。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

申請番号1、細江町地先の案件です。5ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせる時は許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。

続きまして、6ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、駐車場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、小林委員よりご報告いただきます。

(34番 小林委員)

番号1について報告します。7ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、細江町地先、田1筆、畑1筆、78.90㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は

宅地です。

8 ページの写真をご覧ください。

申請地は既に造成されています。これは、50年以上前に建てられていた倉庫に入るための通路として使用されていたものの、その建物はすべて撤去されて現在に至っております。

今回、申請地の横に住宅を建築する計画を立て、申請地を住宅の駐車場として使用することになり、転用申請されたものです。なお、農地法の手続を行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、隣接農地もないことから、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、湖北町小倉地先の案件です。9 ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、10ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、中古車置場とする計画となっております。本案件の詳細につきましては、角田委員よりご報告いただきます。

(32番 角田委員)

番号2について報告します。11ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、湖北町小倉地先、畑188㎡、契約内容は売買で、転用目的を中古車置場とした申請です。周囲の状況は、東は里道、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

12ページの写真をご覧ください。

譲受人が申請地の西側で自動車整備業を営んでおり、事業拡大に伴い、中古車置場が必要となり、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は、敷地西側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地もないことから、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、高月町高月地先の案件です。13ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。高月分庁舎から300m以内に位置していることから、第3種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付いた

しております。

続きまして、14ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、建て売り分譲住宅として計画されております。

本案件の詳細につきましては、小林委員よりご報告いただきます。

(34番 小林委員)

番号3について報告します。15ページの航空写真をご覧ください。

番号3は、土地の表示、高月町高月地先、田1,289㎡、契約内容は売買で、転用目的を建て売り分譲住宅とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は道路、南は道路、北は宅地です。

16ページの写真をご覧ください。

譲受人は、申請地を建て売り分譲住宅として整備する計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、新設する側溝を通じて、敷地西側の水路に排出する計画になっており、隣接農地もないことから、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、湖北町山本地先の案件です。17ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、18ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、駐車場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、角田委員よりご報告いただきます。

(32番 角田委員)

番号4について報告します。19ページの航空写真をご覧ください。

番号4は、土地の表示、湖北町山本地先、畑23㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は道路、北は雑種地です。

20ページの写真をご覧ください。

譲受人は、実家に帰ってくる予定の娘夫婦の駐車場が必要となり、今回の申請地及び隣接の土地を購入する話がまとまり、転用申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理でき

ない分は、敷地東側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地もないことから、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、寺田町地先の案件です。21ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、22ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、一般住宅とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、小林委員よりご報告いただきます。

(34番 小林委員)

番号5について報告します。23ページの航空写真をご覧ください。

番号5は、土地の表示、寺田町地先、畑241㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は道路と農地、西は水路、南は農地、北は宅地です。

24ページの写真をご覧ください。

譲受人は、現在、居住している実家の横に新たな住宅を建築する計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、新設する集水桝を通じて、敷地西側の水路に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、余呉町坂口地先の案件です。25ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、26ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、住宅敷地とする内容となっております。

本案件の詳細につきましては、角田委員よりご報告いただきます。

(32番 角田委員)

番号6について報告します。27ページの航空写真をご覧ください。

番号6は、土地の表示、余呉町坂口地先、畑2筆463㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は農地、北は宅地です。

28ページの写真をご覧ください。

申請地は、既に造成されています。これは、所有者が20年ほど前に造成し、近隣のサーブエリアの職員駐車場として貸し出していたもので、同敷地に所有者の息子が住宅を建築することになり、転用申請されたものです。

なお、今回の案件については、事前に相談を受けており、農地等調査委員会で協議し、貸し駐車場は既に解約され、申請地にシートを張るなど、できるだけ畑に見えるように対応されており、顛末書の提出をもって転用申請を受けることもやむを得ないとの判断をいただいております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、新設する集水桝を通じて、敷地東側の水路に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、東上坂町地先の案件です。29ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、30ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、一般住宅とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、小林委員よりご報告いただきます。

(34番 小林委員)

番号7について報告します。31ページの航空写真をご覧ください。

番号7は、土地の表示、東上坂町地先、田499㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は雑種地、北は道路です。

32ページの写真をご覧ください。

借受人が妻の父親名義の土地を借り受けて住宅を建築することになり、転用申請されたものです。

また、申請地の東側の農地についても、資材置場として、後日、転用申請をする予定であることを確認しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、新設する集水桝を通じて、敷地北側の水路に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考え

ます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。

会長、よろしくお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第83号について、ご意見、ご質問があれば承りたいと思います。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

議案第83号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に、議案第84号、土地改良事業参加資格交替承認について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第84号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第3条の規定に基づく承認について意見を求めます。

令和7年10月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料の末尾にあります定例総会資料の3ページをご覧ください。

土地改良法では、利用権設定がなされた農地の耕作者が土地改良区の組合員となっておりますが、旧来から、土地所有者を組合員として運営されている土地改良区では、耕作者と所有者が合意のもとで、参加資格交替申出書を取りまとめて、参加資格者を耕作者から土地所有者に交替し、法律との整合性を図られています。ただ、交替手続を行う際に、土地改良法において、農業委員会の承認を求めることが義務付けられており、交替申出案件があれば、その承認依頼を受けています。

今回の資格交替申出者は、土地改良事業参加資格交替者一覧のとおりです。

総会資料20から23ページをご覧ください。

一覧表にございますように、今回、長浜南部土地改良区から申出がありました番号1から番号35の35件、姉川沿岸土地改良区から申出がありました番号1の1件につきましては、いずれも農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借、使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意のもとで土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

説明は以上です。会長、お願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第84号について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員、対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。28番、多賀正和委員が該当いたします。それ以外で、該当者がおられましたら、挙手をお願いいたします。対象の委員は自席で採決に加わらないことといたします。

議案第84号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを、農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので、これを承認することとし、申出人に通知することといたします。

次に、議案第85号、地方自治法第180条の2の規定による事務委任について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第85号、地方自治法第180条の2の規定による事務委任について、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を長浜市農業委員会に委任することに関し、長浜市長より協議がありましたので、意見を求めます。

令和7年10月10日提出 長浜市農業委員会会長名

委任事務の内容につきましては、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定により、滋賀県知事から長浜市長に移譲のあった事務で、農地法の改正により新設された、法第51条第3項の違反転用により原状回復命令等の措置の命令を受けた者が、当該命令に係る期限までに命令に係る措置を講じない場合に、その旨を公表する事務を長浜市から長浜市農業委員会に事務委任されるものです。

今回の農地法の改正は、昨年度、食料・農業・農村基本法改正法が成立したのを踏まえたもので、農地転用に係る手続の厳格化が図られたものです。

これまで違反転用に対する措置としましては、違反転用の発見、是正指導、職員による監督、原状回復命令等の措置がありましたが、今回の法改正により、これまでの違反転用に対する措置に加え、新たに違反転用を行い原状回復等の措置命令を受けた者が、期限内に措置を講じない等の場合に、命令に従わなかった旨、土地の地番及び氏名を公表する仕組みが創設されました。議案書35ページの農地転用にかかる手続の厳格化の資料をご覧ください。

この図の右側の違反転用に対する措置で、違反転用の発見、是正指導、書面による勧告、許可の取消し、原状回復命令等の措置に加え、その命令に従わない場合に違反情報の公表をするという事務が加わりました。

違反転用に対する処分については、法令上、都道府県知事の権限となっており、県知事から長浜市長に権限が移譲され、農業委員会に事務委任されております。

今回新たに措置されました違反情報の公表事務については、既に委任済みの違反転用に対する措置と、一体的かつ機能的に行う必要があることから、長浜市長から事務委任の協議があったものです。

事務委任の時期は、令和7年12月1日からです。

説明は以上です。ご審議、よろしくお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第85号について、ご質問等があれば承りたいと思います。  
はい、角田委員。

(32番 角田委員)

今、説明のありました事務委任についてですが、公表は、どのような方法でされるのですか。

広報等だと思いますが、公表方法が決まっていれば、教えてください。

(事務局)

公表につきましては、市の掲示板とホームページ等で公表をすることになります。

(32番 角田委員)

ところが、みんなが見ないと思います。

この方法だけだと、見ない人はこの事務委任について知らないということになりますので、どのようにしていくのかを、考えないといけないと思います。

以上です。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

公表につきまして、基本は、市の掲示板、ホームページ等で公表ということになります  
が、今後、どうすれば皆様に周知できるのかを調べて、有効な発表、公表をしていきたい  
と考えます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

はい、廣部委員。

(29番 廣部委員)

土地の地番、該当者の氏名が公表されるということですが、原状回復等の措置命令を受  
けた者が、期限内に措置を講じない等の場合、熟慮しないと駄目なところもあると思いま  
すが、現状、長浜で違反転用が発見されて、原状回復命令等を出されてるところが何件ぐ  
らいあるのか。また、原状回復の指導をしていないところは、何件ぐらいあるのかを聞か  
せてください。

(事務局)

説明させていただきます。

これまでに原状回復命令を、出した経過はありません。

35ページのフロー図、違反転用に対する措置の下部に、行政代執行と書いていますが、  
原状回復命令を出すということは、その後、命令に従わない場合は、強制的に撤去するこ  
とになります。完全に元に戻して、その代金を相手方に請求する。そこまでが一式になっ  
ているようなものです。原状回復命令は、徹底的に行うことが前提です。当然、相手方の  
言い分もあるでしょうから、ここまですると訴訟になる可能性があります。

もう1つ、代執行をする場合、市が予算を立て、一定の規模ですとかなりの経費がかか  
ります。どこまで回収できるのかもあります。相手に資産がなければ、差押えもできない  
状況で、予算の持ち出しだけで終わってしまうことになります。原状回復命令、行政代執  
行は、実際的な問題として難しいです。

ただ、多くの周辺住民の方々からの様々な意見等や、早急に撤去しないと人命に関わる  
場合ですと、違反情報の公表、原状回復命令もあると思いますが、難しいと思います。全  
国的にも、そこまでの事例はそんなにはないと思います。

もし違反情報の公表になれば、今抱えてる案件全てで、違反情報を公表することになり

ます。よろしくお願いします。

(29番 廣部委員)

ありがとうございます。

(会長)

その他ございませんか。

(会長)

ないようでしたら、採決に移ります。

議案第85号、地方自治法第180条の2の規定による事務委任について、農業委員会として意見がない旨、回答することに賛成の方は、挙手をお願いします。

服部委員は、反対ですか。

(36番 服部委員)

反対。

(会長)

反対意見を言ってください。

(36番 服部委員)

公表事務は、県がすべきことではないでしょうか。

県がしないといけない、違反情報の公表事務を長浜市長に移譲をし、農業委員会に事務委任というのは、とんでもないことです。県がすべきだと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

この意見について、事務局。

(事務局)

既に、県の方から長浜市の方に権限を移譲されておりまして、今から返すことができない中で、今回、市の方から違反転用に係る事務の一部を農業委員会に事務委任の協議があったということです。

今ほどの意見につきましては、こういった意見もありましたということで、回答させていただきたいと思います。

(会長)

しかし、地方自治法第180条の趣旨についての説明がないと、わからないと思います。

これは、既に県から市に移譲されたということですが、この法の趣旨と、各市に事務委任された説明がないと、農業委員会だけが事務委任しないといけないのかと思います。

その点を委員に理解ができるような回答をお願いします。

(事務局)

地方自治法第180条の2の規定につきましては、資料の30ページに載せております。

地方自治法第180条の2、事務の委任又は補助執行、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りではない。

という条文で、権限を、知事から市が移譲を受けているということです。

なぜ、市に下りてきているかということですが、現場に近いところで、判断しやすいように、市の方に権限を移して、市がやりなさいということです。これは公表事務だけではなく、本日、ご審議いただいた農地の転用許可も知事の権限でした。これも権限の移譲で、市の方に許可権限が移ってきました。

許可権限と公表事務というのは、不可分というか表裏一体なものですので、今回、県の方が、市の方に移譲してきたということです。

移譲してきたものを、市では、市長部局で処理するのではなく、農業委員会の方に事務を委任しておりますので、併せて今回、委任してきたという経過です。

地方自治法第180条の2の協議というのは、市長が、農業委員会に、この事務を委任するがいいですかということで協議をしてきてるということで、それについて今回、委員にご判断をいただいているという状況です。

(会長)

それでは先ほど賛否をいただきまして、賛成多数でございますので、農業委員会として意見がない旨回答することといたします。

以上で本日の議案審議は終了をいたします。

午後4時5分 閉会